

## 9月議会一般質問

### 福島原発事故から半年、子どもたちの放射能汚染の防止

9月議会一般質問は9月12日午前10時から始まります。今回は13名の議員が質問を予定しています。私・笹田トヨ子は11番目で、時間は3時30分頃になると思います。「放射線汚染問題」「自然エネルギー問題」「大垣の教育について」「企業立地促進条例」の4件を予定しています。是非傍聴にお出かけください。

大垣市議会議員 笹田 トヨ子

#### 福井・浜岡原発から 70キロ圏の大垣

福島第1原発事故から半年近くになるうとしているが、まだ事故の収束の見通しや放射能汚染の全体像が見えていない状態で、せめて未来を託す子どもたちの放射能汚染は何とか避けなければ、といった動きなども出てきています。福島から遠く離れた大垣市ではありますが、いくつかの気になる点について質問します。

1. 大垣市から最も近い原発は、福井の若狭湾にある14基と静岡県の浜岡原発ですが、どちらも約70キロの距離です。もし福井で原発事故が起きたらどうなるだろうといった市民の不安は高まっています。原発運用の許認可権は立地県と当該自治体に限られており、隣接する県や自治体には、何の権限もありません。この際、大垣市長として原発の廃炉を福井県や立地自治体に申し入れてはいかがか、質問します。

そのほか、東日本大震災の災害廃棄物の処理問題や農産物や魚などすべての食品に対してセシウムやストロンチウムなどの放射能検査の実施について取り上げます。

#### 自然エネルギーの推進を

再生エネルギー法が成立し電力の全量買い取り制度ができましたが、本気になって原発依存から自然エネルギーに転換させるつもりがあるのか、政府の姿勢は見えません。しかし、国民の世論は「脱原発」や「減原発」の立場が大半を占め、原発から自然エネルギーへの転換は待たなしの状況です。

1. 大垣市は「エネルギーの地産地消」を掲げています。自然エネルギーの推進する立場についてその方向に変わりはないか。そして「環境都市おおがき」と自他ともに認める自治体にする決意を市長に求めます。

2. 小水力や太陽光発電など市民等が取り組む自然エネルギー推進活動に対して支援を求めます。またクリーンセンターでの発電や公共施設などで行う太陽光発電や時発電所の活用などで、当面公共施設で使用するエネルギーは自給自足で賄えるような取り組みはできないか求めていきます。

#### 適正な学級規模と こどもサイエンスプラザの リニューアルについて

1) 学校教育振興計画の中に「適正な学級規模についての検討」という新規事業があります。「適正な学級規模」を検討する背景、問題意識はどのようなものがあつたのか。また8月議会で田中議員の学級規模の質問に対して市長は「25人程度」がよいのではと答えられ私は評価しました。教育長は市長の答弁をどのように受け止められたのか、また教育長は「適正規模」についてどのようにお考えか、質問します。

学校現場は4月当初から正規教員不足で、臨時採用の講師の先生が対応するという状態です。教員確保の責任は県にあります。適正な学級規模が出されたら、それを実践するために、市教育委員会が教員確保についても責任をもって対応するようを求めています。

2) こどもサイエンスプラザのリニューアルについて「文化振興計画」では、重点プランとして「こどもサイエンスプラザなどスイトピアセンターのリニューアル」を挙げています。こどもサイエンスプラザや水のパビリオンは無料で一日過ごせる施設として県下でもよく知られ、入館者は市外・県外からも多いと聞きます。施設は平成7年に開館して16年たちますが、施設は老朽化し、展示アイテムも古くなり、故障したりしています。一方、科学の進歩はこの16年間で大きく変化し、展示内容が今の科学の先端と大きなギャップとなっています。施設のリニューアルだけでなく、内容についても時代に沿ったものそして学校教育と連動したものが求められます。リニューアルに際しては専門家を交えた展示内容の検討を求めます。

#### 4. 件名 大垣市企業立地促進条例の一部改正について

=要旨=

大垣市企業立地促進条例は平成6年に、昭和60年に設立された「大垣市工場設置奨励条例」を全面改正する形で設置され、平成18年には企業誘致をより積極的に促進するためと一部改正を行っています。条例の目的には「本市における企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と促進を図り、市勢の進展に寄与すること」としています。今回改正案が出るに当たり、まず今までの取り組みの総括が必要と質問します。

1. 平成6年に設置された「大垣市企業立地促進条例」について、いったいどれほどの効果があったのか、1) 誘致企業数、2) 増加従業員数、3) 産業構造の変化や経済波及効果についてお答えください。

2. また今回条例を改正するにあたって、従来の条例に不備や齟齬があったために改正すると思われるが、その問題点や不十分な点は何か、今回の条例改正する理由や目的は何か明らかにしてください。

3. 今回の改正案では、工場等設置奨励金の交付期間が3年間から5年間に改められ、雇用促進奨励金が従業員1人につき「18万円」だったものが「50万円」に引き上げられ、総額も「1800万円」から「5000万円」に引き上げられるものです。今回の条例改正では甚大な財政支出が予想されますが、その経済効果をどう見ておられるのでしょうか。

4. 雇用促進奨励金の対象は「常時雇用する従業員」となっていますが、その雇用形態はどのようなものか。雇用促進に貢献できるものなのでしょうか。

5. 「事業の特例」のなかで、横曽根工業団地地区内の企業に対しても対象にするということですが、企業及び雇用者数について具体的な数を想定しているのですか。また奨励金と市税収入の収支の見通しやその経済波及効果をどのように見ておられるのか。